原子力規制委員会　更田豊志委員長様、田中知様、山中伸介様、伴信彦様、石渡明様
原子力規制庁　　荻野徹長官様、片山啓次長様、規制庁職員の皆様

申入書

原子力規制委員会による既存原発の再稼働推進を糾弾する！

2020年2月26日　　再稼働阻止全国ネットワーク

東電福島第一原発事故から約９年経過した。国が８兆円もの税金をつぎ込んで東電を支援しているが、廃炉への道は百年先と遠く、福島は全く終わっていない。日本は今も「原子力緊急事態宣言」下にある。

原子力規制委員会は、設置目的に反して、東電福島第一原発事故の検証もせずに、既存の原発を稼働させる為の「緩やかに過ぎ、合理性を欠く」新規制基準を策定し、甘い甘い審査により、川内・高浜・伊方・大飯・玄海の原発再稼働を容認してきた。地震・火山・津波などの自然災害などがいつ起こってもおかしくない日本列島で、実効性がある原子力災害対策もできないままに、９基もの原発が稼働してきた。

「新規制基準」は、立地指針を無視し、ストレステストもコアキャッチャーもパッシブ設計も導入されず、国会事故調や多くの専門家や私たちが指摘してきたイチエフの「地震動」による配管破断・メルトダウン説を無視して「地震動」を過少評価している。それゆえ、本年１月１７日の広島高裁ほか、３．１１後５件もの稼働差止命令が司法から出された。原子力規制委員会は司法の判断を重く受け止めるべきだ。**私たちは、まずは９基の原発を直ちに止めることを要求する**。

さらに、最近の原子力発電に関わる事態から、次のことを申し入れる。

１　女川２号機の「設置変更許可」は不合格だ、再稼働を認めてはいけない！

本年１月２４日（金）の院内ヒアリング集会「女川２号炉の再稼働審査などを問う！」で、私たち（東京、原発現地）が次の１６項目の質問を投げかけた。

「１複数号機立地問題・他号機の審査もしなければならない、２東北電力の経理的基礎を問うべき、３事故に対処する人員の確保が不十分、４東北電力の「経験」とは何を意味するのか、５地震想定の誤り、６津波想定の誤り、７竜巻想定の誤り、８火山対策の誤り、９外部火災の評価の誤り、１０システムへの侵入防止対策の問題点、１１安全保護系の安全対策の問題点、１２火災損傷防止対策の問題点、１３原子炉停止系と後備停止系の成立性の問題点、１４発電所敷地外への放射性物質拡散対策の誤り、１５防潮堤に関して、１６格納容器破損防止対策と水蒸気爆発について」

しかしながら、これらの質問に対して原子力規制庁の担当は何一つ答えなかった。原子力規制委員会は、女川審査についての「国民」からの質問の回答を拒絶し、追加で依頼した文書回答もせぬまま、本日の定例会議議題１で女川２号炉「設置変更許可」合格を決めるつもりだ。

適合性審査後のパブコメが終わって最終的な合否を決める折に全く回答できないと言うことは、私たちの疑問が正しく、実は女川２号炉の設置変更許可は「合格」ではないことを示している。

直ちに女川「合格」を撤回していただきたい。

２　特重無しで稼働している川内・高浜・伊方・大飯・玄海を止めるべき！

「特定重大事故等対処施設」は、規制委が事業者に「新規制基準」策定時から５年猶予を与え、その後工事計画認可後５年に延長したもの。原子力規制庁トップが言うように「新規制基準」と一体のものであるのだから、本年３月に川内原発を止めることは当然であり、今稼働容認されている全９基も直ちに止めるべきである。

３　関電トップは全く信用できない、直ちに高浜・大飯を止めるべき！

関電トップは、長年地元自治体の助役から３億２千万円の金を受け取りながら、それを長らく隠し通し、国税庁から指摘されても秘密にして高浜・大飯を稼働し続けてきた。関電第三者委員会の調査は未だに継続中で何ら報告されていない。それ故、関電役員１２人に特別背任罪、背任罪、贈収賄罪、所得税法違反の疑いがあるとして、３３７１人が大阪地検に告発状を提出した。更に、プ

ルサーマル発電を続けている玄海でも高浜町でも、原子力マネーの還流汚職が報じられている。
関電トップが全く信用できず、原発の安全問題をも隠すことは火を見るより明らかだ。直ちに、高浜３，４号機と大飯３，４号機を止めさせるべきだ。

４　老朽原発の「例外中の例外」運転延長を取り消すべき！

日本に現存する原発の多くは古い。法制定時に「例外中の例外」であったはずの運転延長を認可することは、あまりに愚かで危険である。
ところが、原子力規制委員会は、営業運転開始後４０年経過する間際の手抜き審査で、高浜１，２号機、美浜３号機、東海第二に大慌てで適合性と運転期間延長の合格を与えた。どれもオンボロ原発であるばかりか、特重の完成予定時期は運転開始後４５年近く先になる。再生エネルギーが急進し蓄電技術も送電技術も発達している中で、このようなオンボロ原発を稼働させる理由は何もない。直ちに運転期間延長を取り消すべきだ。

５　新検査制度の導入をやめるべき！

「新検査制度」は、２０１６年ＩＲＲＳミッション（ＩＡＥＡによる総合規制評価サービス）の勧告を受け「柔軟性のある」新検査制度を来年４月に導入するそうだ。
私たちは次のことを危惧している。
①原発の定期点検検査を事業者任せ（施設定期検査を廃止し定期事業者検査に）にする
②運転期間（定期点検の間隔）を延長（１３ヶ月＝＞１８～２４ヶ月）する
③定期点検の点検期間を短縮（３ケ月＝＞１ヶ月、オンライン検査導入）する
④出力増強を導入して、既存原発の設備利用率（約８１％）を高めようとする
これらは、明らかに設置法の「事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」に反する。新検査制度の導入を見合わせるべきだ。また、仮に施行しても電力会社任せの「柔軟」な検査で危険を招かないように強く要望する。

６　新知見を直ちに採用しバックフィットを促進し、不適応原発は止めるべき

バックフィット運用規定（２０１５年）があるが、今バックフィットが確定しているのは「震源を特定せず」の基準地震動のみ。大山火山の火山灰層厚評価、警報無し津波、高エネルギーアーク損傷（ＨＥＡＦ）対策、代替循環冷却系の設置、などなど多くの新知見をバックフィットさせ、適応できない原発は直ちに止めるできである。

７　世界水準に劣る「新規制基準」を作り直し総ての審査をやり直すべき！

原子力規制委員会は、長らく中間報告でお茶をにごしてきた「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」を再開し、新たに「福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議」を開始したが、国会事故調ほか多くの専門家が指摘しているイチエフの地震による配管破断問題などをきっちりと検証するつもりが無い。どうしても原発を稼働したいのであればこれらを検証し直し、さらに欧米他の世界の新しい原発の規制基準を組み込んだ新しい新「新規制基準」を策定し直すべきである。

８　「国民」への被曝の押付けをやめるべき！

かっての年間１００ミリシーベルト安全と年間２０ミリシーベルト帰還の強要のみならず、放射線審議会で偽りの論文を引用したりガラスバッジを悪用して空間線量に対して個人被曝線量を過少評価する、など国民に特に福島県民に被曝を強要している原子力規制委員会。トリチウム汚染水の魚介類や人体への影響の報告があり、内部被爆を考えれば絶対に避けるべき汚染水の海洋放出を、また他の核種の基準も大幅に超えている汚染水を、更田委員長は「処理済水」と称して希釈して海に流すべきと執拗に主張してきた。
まさに、設置法の「もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資する」ことを放棄し、「国民」に被曝を強要する組織だ。
こんな原子力規制委員長も原子力規制委員会も要らない。直ちに被曝の押付けをやめるべきだ。

再稼働阻止全国ネットワーク　TEL070-6650-5549、FAX03-3238-0797、info@saikadososhinet.sakura.ne.jp
東京都千代田区三崎町2-6-2 ダイナミックビル5F たんぽぽ舎気付け